

第 2 編 融 資 制 度

No.	制度名称	制度概要	令和8年度予算額 (千円) ()内：補助上限額 【 】内：国等の予算額	負担割合 (国)	負担割合 (県)	負担割合 (市町村)	負担割合 (その他)	所管省庁等	県担当部局	県担当課	電話番号	リンクページ
1	地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）	地域振興に資する民間事業者の支援を目的とした、地方公共団体が行う無利子融資。	(対象事業に係る貸付対象費用から補助金等を控除した額のうち50%以内(*過疎地域、定住自立圏、脱炭素に係る事業等は60%以内))		10/10	10/10		一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）	企画財政部	地域政策課	048-830-2768	http://www.furusato-zaidan.or.jp/yushi/
2	埼玉県ふるさと創造貸付金	市町村（さいたま市を除く。）や一部事務組合が行う公共施設等の社会基盤整備をはじめとする建設事業など、地方財政法第5条等に基づく適債事業に対し貸付けを行う。	6,000,000		10/10			-	企画財政部	市町村課	048-830-2685	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0106/joseiseido/index.html